

第9回監視社会研究会（通算第27回研究会）2009年6月24日

『安心保障番号（社会保障番号）・カード』とは何か

「民主と自民が」社保番号・社保カード翼賛会」の方向？

石村耕治さん（PIJ 프라이バシーインターナショナル

ジャパン代表・白鷗大学教員）

9月16日、民主党政権が成立しました。民主党は、「税と社会保障制度共通の番号制度」の導入をマニフェストに掲げました。私たちが反対の声をあげなければ、民主党はこの政策を早期に実現しようとするでしょう。石村耕治PIJ代表は、「自民党と民主党によって政界は『社会保障番号・カード翼賛会』になっている」と、総選挙前から訴えてこられました。この石村耕治さんに、総選挙前の第9回監視社会研究会で報告していただきました。以下、事務局でまとめたものを掲載します。

「社会保障カード翼賛会」の様相

与党（自民党）は2009年度税制改正大綱で、納税者番号について「国民の理解を得て早期かつ円滑な導入を目指す」と明記しました。自民政務調査会は1月に、納税者番号や社会保障番号の導入を進める「ICカードシステム・プロジェクトチーム」の初会合を開き、国民の所得情報と社会保障情報を一体化・データベース化して、それを公有化していくという考え方を打ち出しました。それまで政権がもつかどうかありますが、今年の夏までに

報告書をまとめる予定です。自民党内の「生活安心保障研究会」も、「給付つき税額控除」と「社会保障カード」の導入を総選挙の自民党の公約（マニフェスト）に入れようとしています。民主党も、マニフェストで、「給付つき税額控除」とそのための納税者番号・社会保障番号の導入と、課税と社会保障の政策執行行政機関（国税庁と社会保障庁）を一体化した「歳入庁」の創設を主張しています。

民主党も自民党も、「社会保障番号万歳」「社会保障カード万歳」であつて、国会は「社会保障カード翼賛会」のような様相を示しています。

私は、プライバシーや個人情報情報は個人の財産だと考えています。しかし、民主党も自民党も「個人や民間に個人情報をおいておくと乱用が始まるから、全部国が管理して公有化し、必要な人は国のシステムのなかに入つてきて情報をとるようになればこれほど安心な社会はない」と考えています。個人情報情報を公有化するシステムをどう立ちあげるか——こういう方向へ民主党

も自民党も向かっています。民主党政権になればなんとなく社会が変わると思われていますが、民主党が政権をとれば、番号で国民をがんじがらめにし管理する管理政の体質が表面にどんな出てきます。

社会保障カードとは何か

「社会保障カード」を住基ネットとの関係で見えます。住基ネットは住民票コードがよくとりあげられますが、①分散管理型の国民情報管理のナショナル・データベース（地方自治情報センター）、②背番号コード（住民票コード、マスターキー）、③国民登録証ICカード（住基カード、マスターキーカード）、の「データ監視国家3点セット」ではじめてうまく機能する仕組みです。政府は住民票コードを住基カードと一体化しましたが、各市区町村発行のこのカードを任意取得にしたためにほとんど普及しませんでした。いままさらこの住基カードを国民に強制取得させるわけにはいかない。そ

ここで、厚生労働省の役人が、考え出したのが「社会保障カード（仮称）」構想です。年金手帳と健康保険証と介護保険証の機能を一つにしたものです。健康保険証などのICカード化を装い、国民が逃げられないサービスターゲットに、国民全員に身分登録証（ID）カードを持たせようというものです。

住民票コードは国民に既につけられています。政府はこの住民票コードを当初はオープンで使う予定でしたが、反対の声に直面して秘密（クローズド）のコードにしました。いままさら住民票コードをオープンに使えないという事情があります。そこで出てきたのが「社会保障番号」です。厚生労働省は社会保障番号の導入を見送って



番号を暗号化する方向だ」という報道がありました。厚生労働省が4月に発表した「報告書」では、「社会保障カード」にどのような番号を格納するのかが明記されませんでした。停電や訪問看護など「ICカードの機能が使用できない場合」のために、何らかの「可視的な番号」が必要だとされています。これは「保健医療番号（仮称）」と呼称されており、社会保障番号や納税者番号に使える番号です。

社会保障カードは、実質的に“官民供用の住基カード”

自民党政府・厚生労働省が進めている「社会保障カード」制の主要なコンポーネントは、①「社会保障カード」、②「社会保障カード発行データベース」、③「中継データベース（行政情報の共同利用センター）」です。

①「社会保障カード」

検索キーとなる暗号化された唯一無

二の背番号コード（可視的な番号）を含む本人確認情報を格納したIDカードです。住基カードと同じようなもので、電子印鑑、電子証明書の役割を果たします。行政機関で行政サービスを電子的に受けるときはこのカードを使うこととなります。

②「社会保障カード発行データベース」

本人確認を行って「社会保障カード」を発行する国の機関です。本人確認には当然住基ネットが使われます。国民各人への社会保障番号（可視的な番号）を付番する機能になると考えられます。国が出生時に健康保険証を「社会保障カード」として発行し、国民全員がこのカードを保持することになります。

③「中継データベース（行政情報の共同利用センター）」

「中継データベース」は「行政情報の共同利用センター」と言えます。この「中継データベース」に、整理番号、住民票コード、外国人登録証番号、基礎年金番号、医療保険被保険者記号番

号、介護保険被保険者番号、将来的には個人の納税者番号、運転免許証番号、旅券番号等々が、入れられます。保険者、執行行政庁その他の公的政策実施機関などは、この「社会保障カード」をパソコンの読取機に差し込み、「中継データベース」を通過して、年金、医療、介護、税金等々のデータベースにアクセスできることとなります。「中継データベース（行政情報の共同利用センター）」は、暗号化された背番号コード（可視的な番号）を含む本人確認情報を検索キーに使った、いわば「各種番号コードの共同溝」です。つまり、国があらゆるデータベースを管理し、国が個人情報全部一括管理するという仕組みです。

社会保障番号（可視的な番号）とは

付番の対象は、出生番号方式による外国在住者を含むすべての日本人と国内居住外国人です。付番の方式は未定です。社会保障番号をどのような番号にするかをいえば反対の声があが

るので、未定にしているのが政府・厚生労働省です。社会保障番号に住民票コードはおそらく使われないでしょう。基礎年金番号、新規の社会保障番号、カードの整理番号のいずれかを使うことになるでしょう。

社会保障番号（可視的な番号）は変更不可となります。住基ネットでは、住民票コードは変更可能です。「社会保障カード」は民間利用が前提ですから、民間が「中継データベース」にアクセスできる仕組みをつくらないといけません。もし、住民票コードを社会保障番号に使用して民間でも使えるようにするとしたら、民間でも住民票コードの変更履歴がわかるようにしなくてはなりません。そのためには、民間も地方自治情報センターにアクセスできるようにしないといけません。しかし、これはできないでしょう。

社会保障番号（可視的な番号）の自由な民間利用は法律では禁止されない方向です。社会保障番号（可視的な番号）を基にした民間のデータベースの構築も禁止されません。行政機関や民

間機関が利用できる事務や分野についても法律で具体的に限定されないでしょう。なお、政府は「住民票コードの民間利用は禁止されている」と説明してきました。しかし、住基法30条の43第3項では、「業として」かつ「他に提供されることが予定されている」住民票コードの記録されたデータベースを構成してはならないとされているだけで、法律上、住民票コードの記録されたデータベースの構成したいは禁止されていないことには注意しておく必要があります。

自民党が考えているのは国民全員が身分登録証（ID）カードをもつて歩く社会です。例えば、任意取得の住基カードが、もしも国民の20パーセントから30パーセントに普及していたら、「災害がおきたときに、住基カードがないと援助物資は配れません」と政府は宣伝するでしょう。住基カードをもっていないと不利益になるという宣伝です。しかし、「社会保障カード」は、国民全員に発行されますから、「カードを携帯していない人は災害時は安心

・安全ではありません」、何某さんは死んでもカードを放しませんでした」という話になります。子供も生まれたらカードを持ち、親は子供のカードをもつて外出しなければなりません。警察官に職務質問されてカードを提示できなければ大変なことになります。

「中継データベース」のもとに、あらゆるデータベースにつながるという仕組みがつけられると、「電子自動徴兵検査システム」のようなものは簡単にできてしまいます。例えば、18歳以上の健常者で何々の病気がない国民のリストをつくるためには、住民票コードないし社会保障番号を検索キーに使用して、「中継データベース」を通過して、各所のデータベースに分散管理されている検診情報データから「適格者」を抽出すればいいのです。そして、住基ネットのデータベースにアクセスすれば当該の人の現住所はすぐにわかり、瞬時に「兵員調達」することができるようになります。こういうところに、医療情報を「中継データベース」で管理する恐ろしさがあります。どのよう

な情報でも、行政機関は、刑事訴訟法上の手続きにもとづいて「こういうデータを見せてくれ」と要求すれば、「中継データベース」を通過してあらゆるデータベースへのアクセスが可能となります。

診療サービスや介護サービスなどは、医院や民間会社なども提供しています。当然、「社会保障カード」は国民の領域で使われることとなります。住基カードと異なり、「社会保障カード」の射程は、民間での自由な利用を促進し、幅広く民間取引に提示を義務づける呼び水にすることにあります。実質的な「官民供用の住基カード」の導入がねらいです。厚生労働省が進めている「社会保障カード」構想は、国民の人格権を分散集約管理・公有化しようとする人権侵害の構想そのものです。こういう仕組みが果たして許されるのかどうかということを、われわれは真剣に考えていかないと、本当に恐ろしいことになってしまいます。

自民党政府の経済財政諮問会議、 「安心保障番号・カード」を提言

自民党政府の経済財政諮問会議の民間議員は、5月19日の会議で、所得税の減税効果が及びにくい低所得層に現金を給付する「給付（還付）つき税額控除」の導入を提言しました。あわせて社会保障負担と給付とを個人単位で管理する「安心保障番号・カード」制度の2011年度導入を提言しました。

就労すると打ち切られる失業（雇用）保険給付に比べ、「給付（還付）つき税額控除」では、就労しても、一定限度額に達するまで負の所得（現金給付）が受けられます。各人の所得に係なく給付された今回の「定額給付金」に比べ、「給付つき税額控除」は低所得層に限定して給付できる利点があるとされています。「給付つき税額控除」は、社会保障給付と所得課税を一体化してとらえ、全員確定申告を前提とする所得課税制度を目指す仕組みでもあります。今の制度は、年末調整があつ

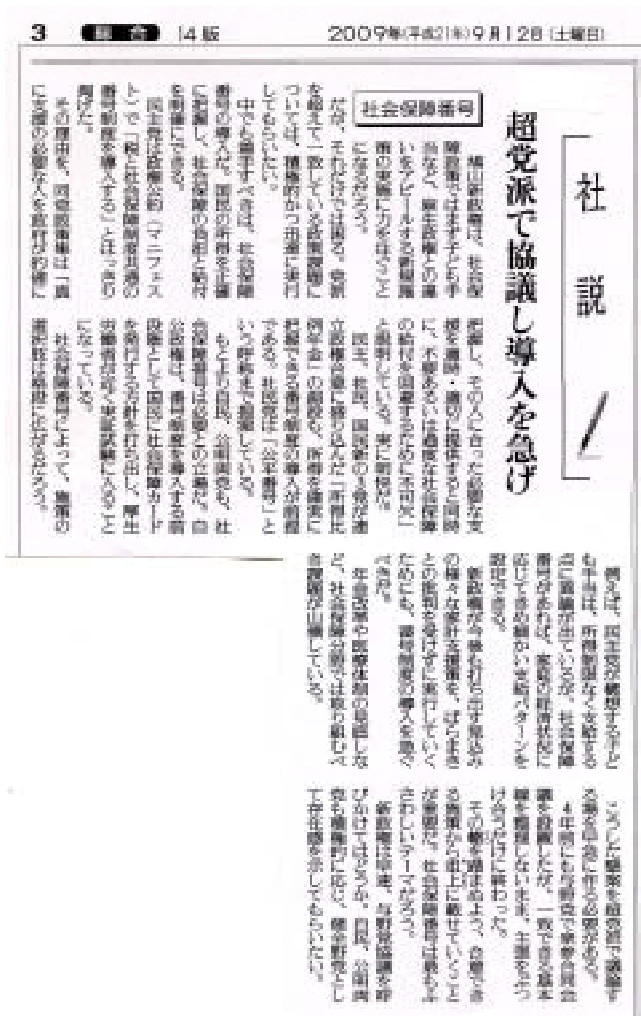
て、ほとんどの給与所得者は確定申告しなくてもいいというものです。ワーキングプアと言われていた方たちの多くは職を転々とし確定申告していません。このような人たちが、「給付つき税額控除」を受けようとする、税務署に確定申告しなくてはいけなくなり、ます。「給付つき税額控除」という制度は、アメリカやイギリスのように全員が確定申告している国ならいいでしょう。しかし、低所得層のほとんどが確定申告していないこの日本で、この制度が成立するのかが疑問です。納税者番号制だけが一人歩きし、各人の金融プライバシーの公的管理だけが先行する恐れがあります。「安心保障番号・カード」というネーミングも、国民全員にIDカード（現代版通行手形・国内版パスポート）を持たせるといふプランを愛称をつけてごまかすための「煙幕」です。

社保番号、社保カードを「納税者番号」に使うことの意味

民主党は、社会保障給付と納税額とを一体化して把握するために、社会保障番号・納税者番号を導入すると主張しています。「給付つき税額控除」には納税者番号が必須のツール（道具）であるかのように民主党は言っています。しかし、必ずしもそうではありません。

納税者番号制というのは、課税が生じる取引の時に、すべて納税者番号を提示・記載させる制度です。銀行に口座をつくるときには納税者番号を提示しなくてはなりません。在留外国人が納税者番号を提示できなければ、雇用主は給料を払う必要はありません。このことは、各人が自分に付番された納税者番号（社会保障番号）を可視化（オープン）して日常の取引に使うことを意味します。そうするとどうなるか。「成りすまし犯罪」の多発です。アメリカは、社会保障番号を納税者番号に転用することによって、「成りすまし

9月12日付 読売新聞 社説



鳩山政権に「社会保障番号」導入のための与野党協議を呼びかける読売新聞社説

犯罪者天国」と化しています。この点について、民主党は全く触れません。民主党は「プライバシーを守る」と言います。しかし、どのように守るのかという具体的ことは全く言いません。かつて住基ネットに反対した民主党は、いま何の罪悪感もなく、社会保障番号

・納税者番号の導入と言い出しています。これは、民主党を支持してきた選挙民に対する背信以外の何ものでもありません。住基ネットに反対して闘った民主党の番号万歳への「変節」について、しっかりと「その姿勢を問う」運動が求められています。